

## ボールパーク整備検討会議設置要綱

### (趣旨)

第1条 青森県によるボールパークの整備に係る基本計画策定に当たり、野球場を核とした年間を通じた賑わいや交流の創出に向けて、幅広い見地から外部有識者の助言等を得ることを目的として、ボールパーク整備検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

### (組織)

第2条 検討会議の委員は、次に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) スポーツ団体関係者
- (3) 賑わい・まちづくり関係者
- (4) その他知事が必要と認める者

2 委員の任期は、委嘱した日から検討会議による検討が終了した日までとする。

### (検討会議)

第3条 検討会議に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 検討会議は、委員長が招集し、議事を進行する。
- 3 委員長が不在のとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。
- 4 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

### (検討事項)

第4条 検討会議は、次に掲げる事項について助言等を行うものとする。

- (1) ボールパークの機能に関する事項
- (2) ボールパークの整備場所に関する事項
- (3) その他必要と認められる事項

### (庶務)

第5条 検討会議の庶務は、交通・地域社会部地域交通・連携課において処理する。

### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和6年5月31日から施行する。